平成２１年（フ）第７１８号
鹿児島県鹿児島市中央町27番地17岩元マンション301号
債務者　中野　則江
1　決定年月日時　平成21年11月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第７４９号
鹿児島県いちき串木野市下名12040番地２
債務者　平見　淑子
1　決定年月日時　平成21年11月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第７７７号
鹿児島県鹿児島市田上２丁目27番12号中央ハイツ203号
債務者　染川亜希子
1　決定年月日時　平成21年11月26日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第６４号
北海道沙流郡日高町門別本町29番地の１
債務者　上田　聡子
1　決定年月日時　平成21年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
札幌地方裁判所浦河支部破産係

平成２１年（フ）第２２３号
北海道小樽市蘭島１丁目13番６号
債務者　伊藤　敏秀
1　決定年月日時　平成21年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２１年（フ）第２３８号
北海道小樽市望洋台１丁目８番15号、前住所北海道小樽市望洋台３丁目３番22号
債務者　畠　美由紀（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成21年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２１年（フ）第２４０号
北海道小樽市朝里２丁目３番10号
債務者　菊地　イセ
1　決定年月日時　平成21年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２１年（フ）第２４５号
北海道小樽市錦町12番９号　セピアハウス錦101、前住所北海道小樽市錦町19番721号　北宝マンション
債務者　武藏　久子
1　決定年月日時　平成21年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２１年（フ）第８５号
福島県相馬郡新地町小川字八幡前１番地の６
債務者　北原　祥孝
1　決定年月日時　平成21年11月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
福島地方裁判所相馬支部

平成２１年（フ）第８７号
福島県相馬市蒲庭字狩野185番地
債務者　福島　和子
1　決定年月日時　平成21年11月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
福島地方裁判所相馬支部

平成２１年（フ）第１７８号
茨城県日立市大久保町４丁目９番３号、前住所茨城県日立市末広町２丁目８番26―102号
債務者　小野崎　勉
1　決定年月日時　平成21年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２１年（フ）第１８３号
茨城県日立市宮田町２丁目６番３―702号
債務者　緑川　　大
1　決定年月日時　平成21年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２１年（フ）第１８５号
茨城県日立市河原子町４丁目２番４号
債務者　吉田かをり
1　決定年月日時　平成21年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２１年（フ）第１８８号
茨城県日立市桜川町２丁目13番５号
債務者　星　智惠子
1　決定年月日時　平成21年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２１年（フ）第２９５号
茨城県つくば市谷田部1198番地３
債務者　石濱さつき
1　決定年月日時　平成21年11月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２１年（フ）第１４７号
群馬県桐生市新里町新川953番地　相羽住宅
債務者　周東　正和
1　決定年月日時　平成21年11月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２１年（フ）第２９２号
三重県亀山市小川町605番地１
債務者　山中　大美
1　決定年月日時　平成21年11月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
津地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第１２１号
三重県松阪市中央町387番地　グリーンビーハイツW号室
債務者　渡邉　隆一
1　決定年月日時　平成21年11月27日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
津地方裁判所松阪支部